

新 (R4. 4. 1 適用版)	現 行																																																												
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務委託特記仕様書 (令和4年4月版)</p> <p>II. 業務仕様</p> <p>2. 業務の実施</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. 実施設計業務</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>⑧改修設計において、貫通、はつり又は穿孔する箇所については、現地及び既存 図面等を調査の上、鉄筋・埋設物(電線類・配管類)を切断する可能性がある 場合は、その対策(迂回・内部探査等)について充分検討する。</p> <p>(2) 適用基準等</p> <p>本業務に国土交通省及び福島県が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者 は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業 務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣 官房官庁営繕部及び福島県が監修した出版物等を指す。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">a. 共 通</td> <td style="width: 50%;">(番 号 等)</td> </tr> <tr> <td>・福島県公営住宅標準図</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県立高等学校施設設計標準仕様</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・人にやさしいまちづくり条例 一施設整備マニュアル</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県電子納品運用ガイドライン</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(建築関係設計業務委託編)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(・木造化 ・木質化)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県建築設備耐震・対津波計画指針</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・建築関係工事積算基準(福島県土木部)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・建築関係工事における週休2日促進工事試行要領</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・建築関係業務委託における情報共有システムの運用(試行)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>(以下、省略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3)～(4) (省略)</p>	a. 共 通	(番 号 等)	・福島県公営住宅標準図	()	・福島県立高等学校施設設計標準仕様	()	・人にやさしいまちづくり条例 一施設整備マニュアル	()	・福島県電子納品運用ガイドライン	()	(建築関係設計業務委託編)	()	・県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針	()	(・木造化 ・木質化)	()	・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針	()	・福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン	()	・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領	()	・福島県建築設備耐震・対津波計画指針	()	・建築関係工事積算基準(福島県土木部)	()	・建築関係工事における週休2日促進工事試行要領	()	・建築関係業務委託における情報共有システムの運用(試行)	()	(以下、省略)		<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務委託特記仕様書 (令和3年10月版)</p> <p>II. 業務仕様</p> <p>2. 業務の実施</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. 実施設計業務</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(2) 適用基準等</p> <p>本業務に国土交通省及び福島県が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者 は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業 務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房 官庁営繕部及び福島県が監修した出版物等を指す。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">a. 共 通</td> <td style="width: 50%;">(番 号 等)</td> </tr> <tr> <td>・福島県公営住宅標準図</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県立高等学校施設設計標準仕様</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・人にやさしいまちづくり条例 一施設整備マニュアル</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県電子納品運用ガイドライン (案)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(建築・設備設計業務委託編)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(・木造化 ・木質化)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・福島県建築設備耐震・対津波計画指針</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>・建築関係工事積算基準(福島県土木部)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>(以下、省略)</td> <td></td> </tr> </table> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>(3)～(4) (省略)</p>	a. 共 通	(番 号 等)	・福島県公営住宅標準図	()	・福島県立高等学校施設設計標準仕様	()	・人にやさしいまちづくり条例 一施設整備マニュアル	()	・福島県電子納品運用ガイドライン (案)	()	(建築・設備設計業務委託編)	()	・県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針	()	(・木造化 ・木質化)	()	・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針	()	・福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン	()	・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領	()	・福島県建築設備耐震・対津波計画指針	()	・建築関係工事積算基準(福島県土木部)	()	(以下、省略)	
a. 共 通	(番 号 等)																																																												
・福島県公営住宅標準図	()																																																												
・福島県立高等学校施設設計標準仕様	()																																																												
・人にやさしいまちづくり条例 一施設整備マニュアル	()																																																												
・福島県電子納品運用ガイドライン	()																																																												
(建築関係設計業務委託編)	()																																																												
・県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針	()																																																												
(・木造化 ・木質化)	()																																																												
・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針	()																																																												
・福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン	()																																																												
・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領	()																																																												
・福島県建築設備耐震・対津波計画指針	()																																																												
・建築関係工事積算基準(福島県土木部)	()																																																												
・建築関係工事における週休2日促進工事試行要領	()																																																												
・建築関係業務委託における情報共有システムの運用(試行)	()																																																												
(以下、省略)																																																													
a. 共 通	(番 号 等)																																																												
・福島県公営住宅標準図	()																																																												
・福島県立高等学校施設設計標準仕様	()																																																												
・人にやさしいまちづくり条例 一施設整備マニュアル	()																																																												
・福島県電子納品運用ガイドライン (案)	()																																																												
(建築・設備設計業務委託編)	()																																																												
・県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針	()																																																												
(・木造化 ・木質化)	()																																																												
・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針	()																																																												
・福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン	()																																																												
・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領	()																																																												
・福島県建築設備耐震・対津波計画指針	()																																																												
・建築関係工事積算基準(福島県土木部)	()																																																												
(以下、省略)																																																													

新 (R4. 4. 1 適用版)	現 行												
<p>(5) その他、業務の履行に係る条件等 (a)～(f) (省略) (g) 特別経費について 本業務では特別経費として、次の経費を見込んでいる。 ・省エネルギー計算書作成及び申請手続きに係る経費 ・構造計算適合性判定手数料 (棟、棟、棟) ・公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 登録手数料 ・R I B C利用料金 ・情報共有システム利用料金 ・ ()</p> <p>3. 成果物 (1) 基本設計 (新築設計に適用) (表 省略) (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。 : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。 : 建築 (意匠) 設計図は、適宜、追加してもよい。 : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。 : 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン____」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領 (案)」による。</p> <p>(2) 実施設計 (表 省略) (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。 : 設計図は、適宜、追加してもよい。 : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。 : 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン____」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領 (案)」による。</p>	<p>(5) その他、業務の履行に係る条件等 (a)～(f) (省略) (g) 特別経費について 本業務では特別経費として、次の経費を見込んでいる。 ・省エネルギー計算書作成及び申請手続きに係る経費 ・構造計算適合性判定手数料 (棟、棟、棟) ・公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 登録手数料 ・R I B C利用料金 ・ ()</p> <p>3. 成果物 (1) 基本設計 (新築設計に適用) (表 省略) (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。 : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。 : 建築 (意匠) 設計図は、適宜、追加してもよい。 : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。 : 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイド__イン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領 (案)」による。</p> <p>(2) 実施設計 (表 省略) (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。 : 設計図は、適宜、追加してもよい。 : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。 : 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイド__イン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領 (案)」による。</p>												
<p>Ⅲ. 成果物等の納入部数</p> <table border="1" data-bbox="320 1417 1430 1795"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本設計・実施設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1486 409 1795">共通事項</td> <td data-bbox="409 1486 973 1795"> 建築設計業務委託契約書 ・ A 条文摘要 ・ B 条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式) (以下、省略) </td> <td data-bbox="973 1486 1430 1795"> ※A、B 条文の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン____ (建築関係設計業務委託編) による。 </td> </tr> </tbody> </table>	基本設計・実施設計			共通事項	建築設計業務委託契約書 ・ A 条文摘要 ・ B 条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式) (以下、省略)	※A、B 条文の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン____ (建築 関係 設計業務委託編) による。	<p>Ⅲ. 成果物等の納入部数</p> <table border="1" data-bbox="1528 1417 2638 1795"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本設計・実施設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1528 1486 1617 1795">共通事項</td> <td data-bbox="1617 1486 2181 1795"> 建築設計業務委託契約書 ・ A 条文摘要 ・ B 条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式) (以下、省略) </td> <td data-bbox="2181 1486 2638 1795"> ※A、B 条文の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン(案) (建築・設備設計業務委託編) による。 </td> </tr> </tbody> </table>	基本設計・実施設計			共通事項	建築設計業務委託契約書 ・ A 条文摘要 ・ B 条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式) (以下、省略)	※A、B 条文の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン (案) (建築・設備設計業務委託編) による。
基本設計・実施設計													
共通事項	建築設計業務委託契約書 ・ A 条文摘要 ・ B 条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式) (以下、省略)	※A、B 条文の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン____ (建築 関係 設計業務委託編) による。											
基本設計・実施設計													
共通事項	建築設計業務委託契約書 ・ A 条文摘要 ・ B 条文摘要 電子媒体 (CD-R) 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、 成果物一式) (以下、省略)	※A、B 条文の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン (案) (建築・設備設計業務委託編) による。											